

横手市監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく、
令和8年6月9日付けの住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監
査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和8年8月6日

横手市監査委員 佐越 和之

横手市監査委員 高橋 聖悟

住民監査請求監査結果の決定書

横手市監査委員

目 次

第1	本件監査請求の請求人、請求書の受付等	1
1	請求人及び提出日	1
2	請求の受付	1
第2	監査の請求	1
1	請求の要旨	1
2	暫定的停止勧告	2
3	請求人の提出証拠（事実証明書）	2
4	請求人の陳述	2
5	新たな証拠（事実証明書）	2
第3	監査の実施	2
1	監査の実施場所及び期間	3
2	監査の対象とする財務会計期間と対象事務	3
3	監査の対象機関	3
4	関係職員の陳述	3
5	関係職員陳述の内容	3
6	書類審査及び調査	5
第4	監査の事実関係、着眼点	5
1	前提となる法令等	5
2	請求人の主張	5
3	事実関係	6
4	監査委員の調査による新たな資料と事実確認	7
5	監査の着眼点	8
第5	監査の判断	9
1	判断	9
第6	監査の結論	12
	別紙（添付資料一覧）	13

・用語の定義

本書における「自治会」とは、横手市市政協力事務に関する要綱に規定する「町内会等」と同義であり、自治会、町内会、区その他の地縁による団体を総称するものとして用いた。

住民監査請求監査結果の決定書

第1 本件監査請求の請求人、請求書の受付等

1 請求人及び提出日

- ・請求人の住所及び氏名
住所 (略)
氏名 (略)

- ・請求書の提出日
令和8年6月9日付け

2 請求の受付

令和8年6月9日付け、請求人から地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求は、同日付けで受け付けた。

第2 監査の請求

1 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）の要旨等は、次のとおりである（原文のまま要旨等を抜粋）。

（1）請求の趣旨

横手市が自治会に支払っている「環境美化推進員活動報奨金」について、市が自ら定めた算定規則に反し、市政協力員が実在しない自治会に対して、市政協力員分の報奨金を支出している疑いがある。

本件は・算定根拠の欠如・審査義務違反・規則違反・不当な財務会計行為に該当する可能性が高いため、地方自治法第242条第1項に基づき監査を求めるものである。

（2）請求の対象となる財務会計行為

対象となる財務会計行為は、以下のとおりである。

- ①市政協力員が実在しない自治会に対し、市政協力員数を算定に含めて報奨金を支出した行為
- ②算定規則に反する支出を行った担当課の事務処理
- ③違法・不当な支出を是正せず放置している行為

（3）請求事項

監査委員に対し、以下の事項について監査を求める。

- ①対象自治会に対する報奨金算定が規則に適合しているか
- ②市政協力員が存在しないにもかかわらず算定に含めた理由
- ③違法・不当な支出があった場合の返還措置
- ④再発防止策および担当課への指導

2 暫定的停止勧告

本件請求については、法第242条第4項の要件を満たすとは認められないことから、令和8年6月22日付け監査委員の合議により暫定的停止勧告は行わないこととした。

3 請求人の提出証拠（事実証明書）

令和8年6月9日提出の証拠

別紙を参照

（注）提出証拠（事実証明書）の内容については、記載を省略した。

4 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和8年7月7日を期限として、請求人に対して証拠の提出について通知するとともに、令和8年7月13日に陳述の機会を設ける旨を通知し、請求人から新たな証拠が提出され、請求人による陳述が行われた。

陳述には、請求人1名が出席し、市民生活部生活環境課長のほか、生活環境課の職員2名を立ち会わせた。請求人陳述の要点は次のとおりである。

- （1）市民生活部生活環境課と対象自治会との協議について環境美化推進員の手引きに基づかない対応があった旨の陳述があった。
- （2）対象自治会の内部で構成する区の存在についての見解があった。また、そのことによる運営上の混乱があることの陳述があった。
- （3）対象自治会以外の自治会でも同様の事例が疑われる旨の見解を、参考資料を示しながら陳述があった。
- （4）令和7年度に限らず、制度開始年度の平成28年度からの影響があれば、不適正な支払額は大きくなる旨の陳述があった。
- （5）環境美化推進員担当課に加え自治会関係書類受け取り担当部課にも関わりがあり、市の組織体制に関わる問題である旨の陳述があった。

5 新たな証拠（事実証明書）

令和8年7月13日請求人陳述の際に、請求人から令和8年7月7日受領した新たな証拠が監査委員に提出された。

別紙を参照

（注）新たな証拠（事実証明書）の内容については、記載を省略した。

第3 監査の実施

本件請求について、監査委員は令和8年6月22日付けで要件審査を行い、法第242条第11項に基づく監査委員の合議により、同条第1項の要件を具備しているものと認め、これを受理した。その後、同条第5項及び横手市監査基準に準拠し請求人及び関係機関に対して監査を実施した。

1 監査の実施場所及び期間

- (1) 実施場所 横手市条里北庁舎 4階 監査委員会議室
- (2) 実施期間 令和8年6月22日から令和8年8月5日まで

2 監査の対象とする財務会計期間と対象事務

- (1) 監査対象とする期間：本件請求の報償金が支払われた具体的な会計年度又は期間。
- (2) 監査対象とする事務：横手市環境美化推進員制度の全般、本件請求の報償金の予算措置の状況、活動報告書、支出決定、支払行為等に係る事務手続きの全般、横手市市政協力員に関する事務、横手市自治会活動等に関する事務。

3 監査の対象機関

市民生活部生活環境課(担当課)、まちづくり推進部横手地域課、その他関係課(自治会活動と関係する部署等)を対象機関とした。

本件請求の措置請求書では、機関としての横手市長を請求相手方とし、監査の対象となる行為を行った者の特定がされていないが、陳述によって市民生活部生活環境課であることを確認したため、これにより監査を実施した。

また、措置請求書の内容に関連して明らかにしなければならない項目があるため、市の市政協力員や自治会に関わる事務処理を担当している部署も必要に応じて対象とした。

4 関係職員の陳述

令和8年7月13日に市民生活部生活環境課の職員から陳述の聴取を行った。陳述には、生活環境課長のほか、生活環境課の職員2名が出席し、請求人1名を立ち会わせた。

5 関係職員陳述の内容

前記4の内容は、次のとおりである。

(1) 環境美化推進員活動報償金の制度について

当該報償金は、地域における環境美化活動の推進を目的として、横手市環境美化推進員設置に関する要綱第7条に基づき自治会を交付対象としている。その額は「環境美化推進員報償金支払い事務に関する内規」により積算された額となっている。市民生活部生活環境課では、横手地域の市政協力員制度を所管する、まちづくり推進部横手地域課から提供を受けた市政協力員の資料を基礎として支出事務を行っている。

(2) 対象自治会の組織について

対象地区については、平成22年6月20日に旧地区一区から旧地区五区までの5町内が統合され、現在は単一の自治組織として運営されており、このことは、対象自治会規約により確認していること。また、まちづくり推進部横手地域課が管理する町内会長一覧でも自治会として記載されていること。

(3) 市政協力員数について

請求人は、「証拠③ 市政協力員への報酬一覧」(以下「証拠③」と記載)に対象自治会の記載がないことを理由として、対象自治会には市政協力員が存在しない旨主張しているが、証拠③は市報等の配布区域を管理するための資料であり、対象地区の内訳記載には一区から五区までの区域ごとに市政協力員が記載されており、各区1名ずつ、合計5名の市政協力員の配置が確認できる。一方、自治会組織については、まちづくり推進部横手地域課が管理する町内会長一覧により、会長1名、各区1名の市政協力員が記載されている。証拠③に「対象自治会」の記載がないことをもって、対象自治会に市政協力員が存在しないとするのは事実誤認である。

(4) 対象自治会の組織構成の取り扱いについて

当該報償金制度の開始初年度である平成28年度は、一区から五区までを個別に取り扱い、報償金を支出した経緯があった。その後、対象自治会の事務担当から対象自治会への「一括支払」の相談(要請)があり、市民生活部生活環境課が対象自治会の規約等を確認した結果、平成22年6月20日以降、単一の自治会としての運営を確認したため、平成29年度以降一つの自治会として取り扱い、現在に至るまで同様の取り扱いを継続している。

(5) 本件支出の適法性について

対象自治会に係る当該報償金については、当該年度の市政協力員数5名及び世帯数によって、内規に定める算定方法により適正に算定している。また、支出先は対象自治会名義の金融機関口座であり、関係書類及び金融機関口座への支出記録も市財務会計システムに保存されている。

(6) 請求人の制度運用に関する主張について

請求人は、本制度について自治会からの申出内容を前提として支出が行われており、制度全体に不備がある旨主張している。しかし、市民生活部生活環境課では、まちづくり推進部横手地域課が管理する市政協力員一覧、町内会長一覧等の資料の提供を受け、基礎資料として算定を行うとともに、自ら環境美化推進員の推薦書その他関係資料との照合を行って事務処理している。また、過去に支出額の誤りが判明した事例では、過払いの返還手続を実施した実績もあり、無確認又は無審査の状態で事務処理は行っていない。また、仮に制度運用上、改善の余地があるとしても適法性とは別個の問題である。

(7) まとめ

請求人は、本件支出は違法又は不当であると主張しているが、事実関係の誤認があり、適正な根拠資料に基づき予算執行されたものである。また、前述のとおり関係資料及び組織実態に基づき適正に執行されたものであり、違法又は不当な財務会計上の行為には該当しない。

以上のように、前記（１）から（６）の項目及び「まとめ」について、関係職員は令和８年７月１３日陳述を行った。

６ 書類審査及び調査

令和８年６月２２日から同年８月５日まで関係課に対して適宜、既存の書類審査及び調査を行った。その書類等については次のとおりである。

（１）市政協力員関係

- ・市政協力員届け出の形式・内容の確認
- ・市政協力員異動調査票（推薦）の確認
- ・市政協力員数と届け出内容の照合

（２）環境美化推進員関係

- ・環境美化推進員推薦書の確認
- ・環境美化推進員活動報告書の確認
- ・環境美化推進員と市政協力員の対応関係の確認

（３）支出手続関係

- ・支出負担行為兼支出命令票の確認
- ・算定式の適用状況の確認
- ・支出額の妥当性の確認

（４）その他

- ・市民生活部生活環境課の相談対応記録
- ・対象自治会平成２２年６月２０日施行「規約」写し
- ・令和７年度対象自治会役員名簿写し

上記（１）から（３）の書類等については必要に応じて過年度の状況も調査した。

第４ 監査の事実関係、着眼点

１ 前提となる法令等については、次のとおりである。

（１）法第２４２条

（２）横手市環境保全条例（平成１７年条例第１６９号）

（３）横手市市政協力事務に関する要綱（令和２年告示第１６号）

（４）横手市環境美化推進員設置に関する要綱（平成２８年告示第４５号）

（５）最高裁判所第一小法廷昭和３９年１０月１５日判決（昭和３５年（オ）第１０２９号、民集第１８巻８号１６７１頁）

２ 請求人の主張

請求人の請求要旨を措置請求書より次のとおり整理する。

- （１）市が自ら定めた算定規則に反して、市政協力員が実在しない対象自治会に対して市政協力員分を含めた環境美化推進員活動報償金を支出している。

- (2) これは算定根拠を欠く違法な支出であり、同時に市民生活部生活環境課の審査義務違反及び内部統制の不備による不当な行為である。
- (3) この誤支出は長期間継続しており、制度設計上の問題が背景にあるため、監査委員による是正措置と再発防止策の検討が必要である。

3 事実関係

書類審査の結果による事実関係は次のとおりである。

(1) 自治会の定義及び市政協力員の市の把握方法

市において、自治会の明確な定義はない。自治会は関係法令いずれにも定義規定は存在せず、住民が自主的に結成した任意の民間団体（地縁による団体）であり、このことは行政法上の定説や最高裁判所の判例などで確認できる。

また、市政協力員は、横手市市政協力事務に関する要綱に基づき、市が毎年3月末頃から当該年度に届け出のあった市政協力員に対して、公文書で次年度（概ね4月以降）の市政協力員の推薦と、担当世帯数の届け出を依頼（通知）する。市の指定様式により提出を受け住所、氏名等と担当世帯数を把握することで名簿の更新を行っている。なお、年度途中の市政協力員の交代や、世帯数の変更は随時受け付けている。これにより市は毎年度、各地域の市政協力員を把握している。

(2) 環境美化推進員の定義と市の把握方法

市においては、横手市環境保全条例第19条で、市長は環境行政の円滑な推進を図るため、環境美化推進員を置くことができると定め、同条第2項で環境美化推進員は、廃棄物の減量等並びに地域環境美化に関する市の施策への協力及びその他の活動を行う、と規定している。また、設置等に関し必要な事項は横手市環境美化推進員設置に関する要綱に定められており、環境美化推進員の活動や推薦はこの要綱で規定している。前記（1）により市に届け出られた市政協力員又は自治会に対して、毎年3月に環境美化推進員の届け出（環境美化推進員推薦書）を公文書で依頼（通知）し、かつ自治会組織がある場合は自治会の代表者の了解を得たうえで、市の指定様式で届け出ることをもって、市民生活部生活環境課は名簿の更新を毎年4月までに行っている。なお、この環境美化推進員の届け出は自治会組織、市政協力員の任意であるが、これにより市は毎年度、各地域の環境美化推進員を把握している。

(3) 環境美化推進員の役割

横手市環境保全条例第19条第2項において、環境美化推進員の活動は、廃棄物の減量等並びに地域環境美化に関する市の施策への協力及びその他の活動と規定し、更に、横手市環境美化推進員設置に関する要綱で環境美化推進員の役割を①ごみの分け方・出し方の啓発に関すること、②ごみ集積所の指定に係る連絡調整及び管理に関すること、③ごみ減量機器の普及・啓発に関することのほか、廃棄物の減量等及び地域の環境美化に関する市の施策への協力に関することと定めている。

(4) 市が支出する本件請求に係る公金としての法的性格について

環境美化推進員に期待する役割は、前記(3)に記載したとおり平成17年の市町村合併以前からの市内各所のごみ集積所における住民の自主的な運用を引き継ぎ各所の実情に応じて柔軟に、良好な維持管理に関わることである。そのため、市全体で統一された義務的な活動の基準を定めてはいない。

したがって、環境美化推進員の活動に対して市が支出する公金は、予算上は活動に対するボランティア的な報酬要素や報奨的要素を含むものとして報償費「報償金」に毎年度予算措置されてきた。

(5) 環境美化推進員活動報償金の算定方法

環境美化推進員活動報償金の支出に当たっては、前記(4)に記載したとおり市全体で統一された義務的な活動の基準はないが、毎年度1月頃から文書で自主的な活動実績と届け出の推薦状況の確認を市の所定様式により提出を求め提出を受けた後、毎年2月から3月末までに口座振替払いにより支出されている。

支出に当たっての金額の算出方法は、横手市環境美化推進員設置に関する要綱第7条を根拠として、市民生活部生活環境課の内規に金額の算定式が定められており、当該要綱制定時の平成28年度から算定式の変更はない。この算定方法は、市政協力員数に5,000円を乗じて得た額に、世帯数に50円を乗じて得た額を加えた金額とされており、変数は自治会における市政協力員数と世帯数である。

このため、公金の支出に当たっては、前記(1)に記載した市の自治会担当部署に提出された市政協力員と世帯数の届け出数などを自治会担当部署へ市民生活部生活環境課が照会し、算定式に基づいて算出している。

4 監査委員の調査による新たな資料と事実確認

監査委員は、「第3監査の実施、6書類審査及び調査」において審査及び調査した関係各課の資料のほか、新たに必要と判断し次の資料の徴取を行った。

(1) 対象自治会に関わる資料と確認事項

対象自治会について、関係職員の陳述においては「平成22年以降単一の自治組織として運営されてきた」との陳述があった。令和7年度の対象自治会の組織体制と経理を確認する必要があると判断し、対象自治会の令和7年度における組織体制及び決算を確認する資料として、対象自治会において作成された令和7年度事業報告及び決算並びに区・班・世帯数に関わる資料を、令和8年7月14日付け監第77号依頼文書で対象自治会へ提出を求め入手した。

その提出された、令和7年度対象自治会の事業報告や決算書と監査報告書並びに区・班世帯数調べにより、対象自治会が構成される区・班・世帯によって組織的に運営されその経費も会計報告が行われていることを確認した。また、本件請求に関わる令和7年度の環境美化推進員活動報償金も収入項目に計上されていることをあわせて確認した。

(2) 自治会担当部署への対象自治会に関する見解の確認依頼による確認事項

同じく、自治会担当部署における取り扱いを確認するため、令和8年7月14日付け監第78号依頼文書でまちづくり推進部横手地域課へ依頼し、文書で回答を得た。

その回答により対象自治会名の存在と使用確認、その組織内が5つの区によって区割りされていることを確認した。また、5つの区割りは当該自治会内部で業務を分担し執行するための独自のものであり、自治会担当等部署としては市政協力員の事務処理上5つの区割り配置はあるが、自治会活動の単位としては、この区割りの個別を単独の自治会として取り扱っていないことを確認した。

(3) 市における市政協力員の配置と担当区についての見解及び確認事項

本件請求の監査においては、各自治会における市政協力員の配置に関わる取り扱いを確認する必要があるため、令和8年7月14日付け監第76号依頼文書で総務企画部総務課へ依頼し、文書で回答を得た。

その回答により、自治会は一定の区域内に住所を有すること、つまり居住地に基づく結びつきである地縁により基本的に構成されていることを確認した。一方で、市政協力員の担当区域は、居住地の住所によって設定した行政区を基礎としていることで、自治会と市政協力員の配置と人数が一定の整合性をもっていることを確認した。また、市政協力員の担当区域の新設又は変更に関しては、自治会担当部署と調整を行ったうえで決定されることを確認した。

なお、この自治会担当部署の調整は、行政区内の居住者の分布状況や新設・分割・変更に伴う居住者側全体の体制及び市政協力の負担について十分な理解を前提とするものであり、住民生活に密接な影響を及ぼすとともに、行政情報の効率的、効果的な伝達の観点からも必要であることを追加で確認した。

5 監査の着眼点

本件請求の監査に当たっての着眼点は、次のとおりである。

(1) 本件請求において事実とされ措置請求書に記載された事項の有無

- ①請求人が存在しないと主張する対象自治会へ環境美化推進員活動報償金が支払われた事実は存在するか。
- ②対象自治会は、組織や内部意思決定のある運営形態を備え、経理が適切に処理されている任意の組織としての実態があるか。
- ③支払相手方の対象自治会は、請求人の主張する市政協力員が存在しない自治会であるか。

(2) 当該支出の適法性・妥当性の判断

- ①適法性：本件請求の報償金の支払は、横手市の関連条例、規則、要綱等の規定に準拠しているか。支払要件、手続き及び金額の算定基準が守られているか。
- ②妥当性：支出された金額はその目的や活動内容に見合って適正であったか。財務会計上、社会通念上も不適切と評価される点はないか。報償金の算出か

ら支払までの事務処理は適切であったか。市民生活部生活環境課の審査体制、承認手続き、報償金の使途は適切であったか（目的外の支出ではないか）。

（３）市が被った損害の有無等

- ①違法又は不当な支出により、市に具体的な財産上の損害額が発生したか。
- ②損害があった場合、その具体的な金額は算出できるか。

（４）請求人の求める措置の要否

- ①本件請求に基づく請求人が求める措置（返還、賠償等）は必要か。
- ②請求人が求める措置の必要はないが、横手市として講ずべき事務改善等の必要の有無、有るとした場合はその内容（是正改善、再発防止策等）を検討する必要があるか。

第５ 監査の判断

法第２４２条第１項に基づく措置請求については、１年以内の財務に関わる違法又は不当な公金の支出であるため監査の対象は令和７年度の支出を対象としたが、事業や制度・政策的背景を確認するため必要に応じて過年度の状況も調査した。

また、本件請求の監査の対象は、違法又は不当な公金の支出であるため、「第２監査の請求、１請求の要旨、（３）請求事項、③違法又は不当な支出」が対象であるが、「同（３）請求事項①対象自治会に対する報奨金算定が規則に適合しているか、②市政協力員が存在しないにもかかわらず算定に含めた理由、④再発防止策および生活環境課への指導」の①、②、④の３点についても法第２４２条の規定に基づき監査の対象に含めて、必要に応じた措置の要否を調査することとした。

１ 判断

法第２４２条に規定する住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、当該地方公共団体の監査委員に対し監査を求め、これらの予防、是正等の措置を請求することを認めたものであり、違法又は不当な財務に関する怠る事実としては、公金の賦課又は徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実が該当する。

また、住民監査請求は、財務会計上の違法又は不当な職員の行為により当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為の執行を未然に防止すること、又は当該行為を是正することを目的としてなされるものである。

以上に基づき監査委員の判断を次に示す。

- （１）「第４監査の事実関係、着眼点、３事実関係」（１）から（５）の判断については、次のとおりである。

- （１）自治会の定義及び市政協力員の把握方法については、関係法令、市条例等に基づき、把握されていることを確認した。

令和7年度については、まちづくり推進部横手地域課が令和7年2月26日付け公文書で市の指定様式により提出依頼し、回答を受け住所、氏名等と担当世帯数を把握し名簿の更新により、例年どおり市政協力員を置いていた。

なお、各自治会における市政協力員の人数は、原則として自治会が任意に選任し届け出るものであり、市はその届け出を尊重している。ただし、横手市市政協力事務に関する要綱第3条に基づき、同要綱第1条に定める目的及び同要綱第2条に定める協力事務の観点から効率的、効果的ではないと判断した場合は、当該自治会に対し市政協力員の担当配置について再考を依頼することもあることが確認された。

- (2) 環境美化推進員の定義及び把握方法については、横手市環境保全条例第19条及び横手市環境美化推進員設置に関する要綱に基づき、適正に定められ運用し、また把握されていることを確認した。

令和7年度については、令和7年3月7日付け生第1859号により推薦依頼文書が発出され、対象自治会から推薦書（届け出）が提出されていた。

- (3) 環境美化推進員の役割については、横手市環境保全条例及び横手市環境美化推進員設置に関する要綱に定めるところにより、適正に運用されていることを確認した。

令和7年度における対象自治会の役割と活動報告については、令和8年1月9日付け生第1552号により提出の依頼文書が発出され活動報告書が提出されていた。

- (4) 本件請求に係る公金の法的性格については、環境美化推進員活動報償金が報償費「報償金」として毎年度予算措置されており、その法的位置づけが適正であることを確認した。予算措置は、令和7年度予算書及び内訳の説明により確認された。

- (5) 環境美化推進員活動報償金の算定方法については、横手市環境美化推進員設置に関する要綱第7条及び市民生活部生活環境課の内規に定めるところにより、算定式（市政協力員の人数×5,000円＋世帯数×50円）に基づき適正に算出され支出されていることを確認した。令和7年度における当該報償金の支出については、令和8年1月9日付け生第1552号により事務手続きの依頼文書が発出され、回答（届け出）を確認のうえ、同年2月18日付けで支出された。

- (2) 「第4監査の事実関係、着眼点、2請求人の主張」に基づく判断等

- ① 本件請求において対象となる1年以内の財務会計上の行為があったか。

請求人は、制度開始年度である平成28年度からの誤支出を主張するが、法第242条第1項に規定する1年以内の財務会計上の行為に該当するのは、令

和8年2月18日付けで支出された環境美化推進員活動報償金であり、確認のうえで、これについてのみ本件請求の対象とした。

② 市の執行機関又は職員による財務会計上の行為にあたるか。

横手市環境美化推進員設置に関する要綱に定められ、毎年度一般会計予算4款1項7目に予算措置されたうえで、横手市事務決裁規程及び文書管理システム(電子決裁)により、市民生活部生活環境課長の決裁を経て支出されている。

したがって、財務会計上の行為に当たる。

③ 市の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の支出か。

支出に当たっては、横手市環境美化推進員設置に関する要綱を基に、市民生活部生活環境課の内規で定められた算定式により算出されている。ただし、請求人は、証拠として提出した資料に当該自治会名がないことをもって当該自治会に市政協力員が存在しないにもかかわらず、市政協力員が算出に含まれていると主張している。

これについては、次のアからエに確認された事実に基づく監査委員の判断と見解を示す。

ア. 「第3監査の実施、6書類審査及び調査」の資料と「第4監査の事実関係、着眼点、4監査委員の調査による新たな資料と事実確認」で市政協力員、自治会関係事務部署に提出を求めた資料等による「令和7年度に関わる対象自治会関係の市政協力員の届け出」の内容について

(ア) 当該町内会の名称と町内会長(代表者)が届け出されていた。

(イ) 市の定めた様式にしたがい手書きにより、市政協力員名、世帯数等必要項目が記載された届け出が当該市政協力員名で提出されていた。

(ウ) 当該年度の途中における変更の届け出はなかった。

(エ) 届け出による市政協力員数が5人であることを確認した。

(オ) 届け出による世帯数が236世帯であることを確認した。

イ. 環境美化推進員の活動報告について

市民生活部生活環境課に提出を求めた「令和7年度の対象自治会活動報告書」により確認した。その活動報告は市の定めた様式にしたがい、具体的な活動内容が記載されており「ごみ集積所での分別管理」、「ごみ集積所の清掃、周辺の草刈り及び除雪」、「地域内のクリーンアップ」等の環境美化活動が実施されていたことを確認した。

ウ. 令和7年度の環境美化推進員活動報償金の算定等について

これについては、次のとおりである。

対象自治会の市政協力員は5名、世帯数は236世帯であるため、「5,000円×5名(市政協力員数)+50円×236世帯」で36,800円となる。この金額が財務会計上の会計手順による支出の決定から、支出負担行為日が令和8年1月29日、支出命令日は同日付け、口座振替日は令和8年2月18日付けであり、算定金額と振込金額が一致していることを

確認した。なお、支払った金融機関口座は対象自治会名義であり、これは令和8年1月30日付け対象自治会の代表者からの申出書による金融機関口座である。

ここで算出の基となった市政協力員数は5名であり、これは対象自治会の市への届け出数と一致している。また、世帯数も236世帯であり届け出数と一致している。なお、対象自治会は、市政協力員が1名推薦されている「区」が5つによって構成されている自治会である。

エ. 各地域における市政協力員の設置と自治会の組織運営に関わる関係については、次のとおりである。

市政協力員は、市政協力事務に関し、行政情報の提供や行政運営の向上を図る目的で配置されているものである。

一方で、自主的な任意の団体である自治会の法的性格は、監査委員の調査の結果、住民の自主的な結集によって成り立つ私的な団体とされている。請求人が主張する自治会の運営形態の諸問題に関しては、自治会の組織内における個別の事象である。

前記アからエのとおり、請求人が主張する「市政協力員が実在しない自治会」は、市政協力員は配置され、自治活動や経理も組織として行われている実在する自治会である。市の事務処理上の資料では、当該自治会名を直接、明確に表記しなくとも業務遂行に支障がないため表記されていない。そのため、記載がないものと考察する。また、当該自治会における環境美化推進員は、自治会組織によって認められ、活動の実績を有する。

したがって、市が行った本件請求に係る環境美化推進員活動報償金の算定及び支出上の事務手続きに過誤はないものと判断する。

以上の事実及び判断の顛末に基づけば、法第242条第1項に規定する財務会計上の行為又は事実のあった日から1年以内に係る請求人の主張において指摘された、横手市職員による違法又は不当な公金の支出等の事実は認められない。また、市における予算の執行は、関係法令及び予算の定めるところに従い、適正に行われているものと認められる。

第6 監査の結論

本件請求の監査の結果については、法第242条第11項及び横手市監査基準第22条第1項第2号の規定に基づき、監査委員の合議を経て行うこととされているところ、令和8年8月5日に合議を行い、次のとおり決定した。

請求人の主張には理由がないと認める。よって、法第242条第5項の規定により本件請求を棄却する。

別紙（添付資料一覧）

○ 提出証拠（事実証明書）… 証拠①から証拠⑤の各説明は、本件措置請求書の原文を引用したものである。

証拠① 令和 7 年度 横手地域自治会一覧

No. 1～No. 233 の、No. (略)「(略) 町内会」が対象自治会である。

証拠② 環境美化推進員の手引き

3 ページの「6) 活動報奨金について」に算定方法が明記されている。

証拠③ 令和 7 年度 市政協力員報酬支払一覧

協力員 No. 1～協力員 No. 363 までの支払状況が記載されているが、対象自治会名は存在しない。

証拠④ 令和 7 年度 環境美化推進員報酬支払一覧

No. 1～No. 195 の、No. (略)が対象自治会である。

対象自治会に対し市政協力員が存在する前提の金額が支払われている。

証拠⑤ 令和 7 年度 環境美化推進員登録一覧

番号 1～番号 232 の、番号(略)に対象自治会から環境美化推進員の登録がされている（補助証拠として提出）。

○ 令和 8 年 7 月 7 日付け請求人から提出された新たな証拠（事実証明書）

ブログサイト（略）に記載されている記事

証拠⑥ 平成 2 8 年度環境美化推進員支払一覧

証拠⑦ 平成 2 9 年度環境美化推進員支払一覧

証拠⑧ 令和 8 年度横手南地区・地区会議 構成員名簿